

れいわ ねんど かわごえしがいこくせきしみんかいぎ
令和7年度 川越市外国籍市民会議

けんとうけっか
検討結果

かわごえしがいこくせきしみんかいぎ
川越市外国籍市民会議

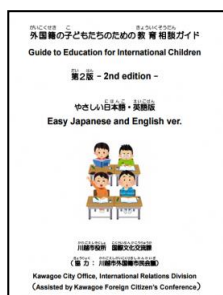
もくじ 目次

1. はじめに	2
2. 令和7年度の開催状況	3
3. 令和7年度の検討結果	4
(1) 検討テーマの概要	4
(2) 検討テーマ1 家庭ごみの分け方・出し方	5
(3) 検討テーマ2 自転車の交通ルール	7
4. 資料	11
(1) 川越市外国籍市民会議 要綱	11
(2) 川越市外国籍市民会議 委員名簿	13

かわごえしがいこくせきしみんかいぎ 「川越市外国籍市民会議」とは？

かわごえしがいこくせきしみんかいぎ へいせい ねん せっち かわごえし かいぎたい
川越市外国籍市民会議は、平成11年に設置された川越市の会議体で
す。市内在住の外国籍市民（10名）から構成され、市の施策に
しなないざいじゅう がいこくせきしみん めい こうせい し しさく たい
対して、さまざまな提案や助言を行ってきました。過去の提案内容には、
ていあん じょげん おこな か こ ていあんないよう
過去に提案されたものもあり、川越市の多文化共生に
し しさく じっさい じつげん かわごえし たぶんかきょうせい
関する取り組みを推進することを目的に活動しています。

～ 過去の取り組み事例（一例）～



がいこくせき
外国籍の子どもたちのための
きょういこうそつだん
教育相談ガイド



かわごえせいかつ
川越生活ガイド

1. はじめに

かわごえし ざいじゅう がいこくせきしめん げんざい やく にん ぜんしめん
川越市に 在住する 外国籍市民は、現在、約12,000人で 全市民の
やく し しゅっしんこく こく こ ざいじゅうちいき こうはんい
約3%を 占めています。出身国は 80か国を 超え、在住地域も 広範囲に
およ
及んでいます。

かわごえしがいこくせきしめんかいぎ がいこくせきしめん いけん しせい はんえい
川越市外国籍市民会議は、外国籍市民の 意見を 市政に 反映させるべく
へいせい ねん せっち ねんいじょう わた かつどう かん
平成11年に 設置され、25年以上に 渡って 活動してきました。この間、
わたし がいこくせきしめん してん かわごえしせい たい ていあん
私たちは 外国籍市民の 視点から、川越市政に 対して さまざまな 提案を
おこな わたし ていあん とりく こくさいこうりゅう
行ってまいりました。私たちが 提案してきた 取組みのうち、国際交流
センターでの かくしゅじぎょう せいかつ はっこう にほんご しょう
各種事業や 生活ガイドの 発行、やさしい日本語を 使用した
ぼうさいじょうほう はっしん さまざま しさく じつげん
防災情報の 発信など、様々な 施策が 実現されて きました。

れいわ ねんど かてい わ かた だ かた じてんしゃ こうつう
令和7年度は 「家庭ごみの 分け方・出し方」、「自転車の 交通ルール」
という 2つの テーマについて けんとう かせ けっか
検討を 重ねました。その 結果を とりまとめ
ましたので、ほうこく わたし がいこくせきしめん ふく すべ しめん
ご報告します。私たち 外国籍市民を 含めて、全ての 市民が
あんしん かわごえし す つづ かわごえし す
安心して これからも 川越市に 住み続けたい、また、川越市に 住むことに
ほこ も じつげん つと きたい
誇りを 持てる まちづくりの 実現に 努めていただくことを 期待して
おります。

むす わたし かわごえしめん こんご せっきょくてき ていげん とりく
結びに、私たちは 川越市民として、今後も 積極的に 提言や 取組みを
はっしん みりよく きょうりよく
発信し、より 魅力ある まちづくりに 協力して まいります。

かわごえしがいこくせきしめんかいぎ
川越市外国籍市民会議

ざちょう しょう えん
座長 焦 雁

2. 令和7年度の開催状況

かい 回	にちじ 日時	きょうぎないよう 協議内容
だい かい 第1回	れいわ ねん がつ にち にち 令和7年6月8日(日) じ ぶん じ ぶん 10時00分～11時15分	<ul style="list-style-type: none"> ざちよう ふくざちよう せんしゆつ ・座長・副座長の選出 れいわ ねん ど けんとう せんてい ・令和7年度の検討テーマ選定
だい かい 第2回	れいわ ねん がつ にち すい 令和7年9月17日(水) じ ぶん じ ぶん 17時30分～19時10分	<ul style="list-style-type: none"> かてい わ かた だ かた ・家庭ごみの分け方・出し方
だい かい 第3回	れいわ ねん がつ にち にち 令和7年11月16日(日) じ ぶん じ ぶん 10時00分～11時45分	<ul style="list-style-type: none"> かてい わ かた だ かた ・家庭ごみの分け方・出し方 じてんしゃ こうつう ・自転車の交通ルール
だい かい 第4回	れいわ ねん がつ にち すい 令和8年1月28日(水) じ ぶん じ ぶん 17時30分～19時10分	<ul style="list-style-type: none"> じてんしゃ こうつう ・自転車の交通ルール
だい かい 第5回	れいわ ねん がつ にち にち 令和8年3月29日(日) じ ぶん じ ぶん 10時00分～11時00分	<ul style="list-style-type: none"> れいわ ねん ど けんとうけっか ・令和7年度の検討結果

3. 令和7年度の検討結果

(1) 検討テーマの概要

令和7年度の本会議では、外国籍市民が川越市で生活するうえで

直面する課題の中から、特に「地域住民との共生」および「法改正に

伴う安全確保」の観点重視し、以下の2つのテーマについて

検討しました。

① 検討テーマ1：家庭ごみの分け方・出し方

地域社会における円滑な共同生活において、ごみ出しのルールの

遵守は不可欠です。しかし、分別の複雑さや情報不足により、意図せぬ

マナー違反が地域での摩擦を生じさせている現状があります。本テーマ

では、情報の「伝わり方」と「届け方」を改善し、住民同士が互いに

気持ちよく暮らせる環境づくりを目的に検討しました。

② 検討テーマ2：自転車の交通ルール

自転車は多くの外国籍市民にとって不可欠な交通手段ですが、日本特有

のルールや標識への認識不足による事故のリスクが懸念されます。特に、

令和8年4月からの「青切符（自転車の交通反則通告制度）」導入にあたり、

外国籍市民が制度を知らないことで不利益を被ることを防ぎ、市民の

命を守るための実効性のある啓発について検討しました。

(2) 検討テーマ1：家庭ごみの分け方・出し方

① 背景と現状

地域社会での円滑な共同生活において、ごみ出しのルールの遵守は不可欠です。しかし、日本人市民からは外国籍市民がごみ出しのルールを守らないことに対する懸念の聲が寄せられる一方で、外国籍市民からは日本のごみの分別の複雑さや情報の不足を指摘する聲が上がっています。

川越市では現在、7か国語（英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、タガログ語、ベトナム語、タイ語）のリーフレットの配布や、130言語に対応したホームページ、2025年12月の多言語版アプリの導入（英語、中国語、ベトナム語）など多角的な対策を講じていますが、依然として生活現場では摩擦が生じています。本会議では、ルール違反の多くが悪意ではなく「ルールの理解手段の不足」に起因していると捉え、検討を行いました。

② 主な課題

・判断が困難な分別ルール：ペットボトルの細かな分別（キャップやラベルの分別、水洗い）といった母国にない習慣や、内容物が残った

シャンプーなどの 容器や 膨張した 缶詰など 判断が 難しい ごみの 捨て
かた とまど
方への 戸惑い。

・情報の 到達性：リーフレットが 市役所での 配布に 留まっている 点、

そもそも リーフレットの 存在を 知らない人が 多い 点、また、翻訳の 不備や

日本語の 併記がないことにより、市役所や 近隣住民に 確認・相談が

しにくい 点。

・地域による 運用の 違い：収集日 前日の ごみ出しの 可否が 地域ごとに

こと 異なる、転居時に 混乱を 招いている 現状。

・誤った 手本の 存在：ルールを 守らない 一部の 日本人市民の 行動を、

外国籍市民が 正しい ルールと 誤認してしまう 点。

③ 提言内容

■ 教育と 啓発の 体系化

・来日・転入直後の 初期教育：技能実習生の 監理団体や 大学、日本語学校

と 連携し、入国直後の 講習受講を 必須化する 仕組みを 検討すること。

また、資源化センター（つばさ館）の 見学ツアーを カリキュラムに 導入し、

ごみの 分別の 意義を 深く 理解する 機会を 創出すること。

・地域密着型 オリエンテーション：自治会関係者が 直接ルールを 説明する

場を 設け、地域固有の 運用を 周知すること。

■ 視覚情報を重視したツールの改善

・動画コンテンツとアプリの相乗効果：ごみの分別に関する解説動画を

作成し、外国籍市民が多い地区の市民センター、コンビニ、エスニック料理店

などでの配信を行うこと。また、動画や外国語対応アプリへ直接アクセス

できる二次元コードを大きく掲載し、スマートフォンで手軽にルールを

確認できる環境を整えること。

・「日本語併記」の徹底：外国語資料に日本語を併記し、日本人住民と

外国籍市民が共通のツールを使ってコミュニケーションをとれるように

すること。

■ 周知ルートが多様化

・生活導線での配布とアプリ周知：不動産業者、技能実習生の監理団体、

大学、日本語学校、自治会、コンビニ、エスニック料理店等と連携し、市役所

に行かなくても「ごみ分別アプリ」のダウンロードや多言語情報の入手

が外国籍市民の生活圏内で完結する体制を構築すること。

(3) 検討テーマ2：自転車の交通ルール

① 背景と現状

自転車は外国籍市民の主要な交通手段ですが、意図せぬ違反が重大な

事故や、令和8年4月からの「青切符（自転車の交通反則通告制度）」導入

により 不利益に つながる リスクが 高まっています。

現在、川越市では ホームページや 広報紙による 啓発活動を 行い、埼玉

県警に おいても 日本語の ピクトグラム入り チラシを 作成していますが、

新制度の 内容や 日本固有の 細かい 交通ルールが 外国籍市民に 十分に

浸透しているとは 言い難い 状況です。地域社会の 安全を 維持するために

は、制度改正に 伴う リスクを 正しく 理解し、交通ルールを 遵守すること

が 不可欠です。本会議では、誰もが 正しく ルールを 理解できる 環境づくり

を 目指して 本テーマについて 検討を 行いました。

② 主な 課題

・制度 および ルールの 理解不足：「青切符」の 対象となる 違反の 内容

反則金に ついての 認知度が 低い 点。また、二人乗り 禁止などの ルール

背景や 補助標識 (一方通行の「自転車を除く」等)が 理解されて いない 点。

・自転車保険への 認知不足と 情報格差：保険の 加入義務を 知らない

外国籍市民が 多く、特に ネット購入や 譲渡で 入手した 場合は 説明を

受ける 機会が 失われている 点。また、周囲に 自転車利用者が いない 環境

では 情報が 共有されず、保険未加入のまま 利用し始めてしまう リスクが

ある点。

・16歳未満への 教育的空白：反則金の 対象外である 16歳未満の 層に

おいて、ルールの 軽視や 家庭・学校での 教育の 不足が 懸念される 点。

・周知ツールの視認性不足：文字情報中心の案内が多く、直感的に

伝わっていない点。

③ 提言内容

■ 「命を守る」視点に立った啓発

・理由を添えたルール説明：単なる禁止ではなく、「日本の道路は狭く、

転倒が命に関わる」といった他国と比較した日本の道路の特性を

交えた理解を促す啓発を行うこと。

・16歳未満への周知徹底：学校や学習塾を通じて、反則金の有無に

関わらず16歳未満にも「責任」があることを十分に教育すること。

・ヘルメット着用の前向きな広報：青切符制度だけでなく、ヘルメット

着用についても海外の事例を参考に、ファッション性や

安全キャンペーンを通じたポジティブな着用促進を図ること。

・自転車保険の加入義務化の徹底周知：万が一の事故の際の賠償責任の

重さを伝え、保険加入が必須であることを強調すること。特に個人売買

やネット購入者へ届くような注意喚起を行うこと。

■ 直感的に伝わる多言語ツールの作成

・「ピクトグラム+反則金額」のセット掲示：禁止事項のピクトグラムと

反則金を組み合わせたリーフレットや動画を多言語で整備すること。

ピクトグラムはヘルメットを着用させ、二人乗りは後ろの人が立ってい

でも、^{すわ}座^{いはん}つていても違反であることがわかるようにすること。

■^{しゅうち}周知^{たようか}ルートの多様化

・^{ちから}コミュニティの力を^{かつよう}活用した^{しゅうち}周知：^{ふどうさんぎょうしゃ}不動産業者、^{ぎのうじっしゅうせい}技能実習生の^{かんり}監理

^{だんたい}団体、^{だいがく}大学、^{にほんごがっこう}日本語学校、^{じちかい}自治会、^{しゅくはくしせつ}宿泊施設、^{じぎょうしゃ}シェアサイクル事業者、

^{かんこうあんないじよ}観光案内所、^{りさいくると}リサイクルショップ等と^{れんけい}連携し、ターゲットとなる^{がいこくせきしん}外国籍市民や

^{がいこくじんかんこうきゃく}外国人観光客に^{ちよくせつ}直接^{とど}届く^{こうほう}広報を^{じっし}実施すること。

4. 資料

(1) 川越市外国籍市民会議 要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、外国籍市民が本市の地域社会の構成員として市政
に対して意見などを述べる機会を確保し、もって外国籍市民と共に生
きる地域社会の形成の促進を図るため、川越市外国籍市民会議（以下
「市民会議」という。）を実施することに関し、必要な事項を定めるも
のとする。

(目的)

第2条 市民会議は、次に掲げる事項について意見交換を行う。

- (1) 本市に居住する外国籍市民の日常生活において発生している
問題に関すること。
- (2) 本市における多文化共生と国際交流・協力の推進に関するこ
と。

(委員)

第3条 市民会議は、次の要件に該当する者10人以内を委員として
実施する。

- (1) 年齢が満18歳以上であること。
- (2) 次のいずれかに該当すること。
 - ア 在留カード、特別永住者証明書又は在留カード若しくは
特別永住者証明書とみなされている外国人登録証明書を所有し、
本市に引き続き1年以上住所を有していること。
 - イ 国籍法の規定による帰化によって日本の国籍を取得し、本市に
住所を有していること。
 - (3) 日常会話程度の日本語を理解していること。

2 前項の規定に関わらず、市長が特に認めた者は委員となることができる。

3 委員を 依頼する 期間は 2年とし、この 期間は 更新する ことができ
る。ただし、特別な 理由が あるときは この 限りでない。

(委員の責務)

第4条 委員は、自らの 国籍の 属する 国の 代表として ではなく、本市
の すべての 外国籍市民の 代表として、市民会議に 臨む ものとする。

2 委員は、市民会議において 知り得た 秘密を 第三者に 漏らしては なら
ない。その職を 退いた 後も、同様とする。

(運営)

第5条 市民会議の 参加者は、その 互選により 市民会議を 進行する 座長
を 定める ものとする。

2 市長は、必要が あると 認める ときは、市民会議に 関係者の 出席を 求
め、その 意見 若しくは 説明を 聴き、又は 資料の 提出を 求めることが
できる。

(事務)

第6条 市民会議に 係る 事務は、文化スポーツ部 国際文化交流課に おいて
処理する。

(その他)

第7条 この 要綱に 定める ものの ほか、市民会議に 関し 必要な 事項は、
別に 定める。

附 則

この 要綱は、平成26年4月30日から 施行する。

かわごえしがいこくせきしみんかいぎ いいんめいぼ
(2) 川越市外国籍市民会議 委員名簿

No	やくしよく 役職	し めい 氏名	しゅっしんち 出身地
1	ざちよう 座長	しょう えん 焦 雁	ちゅうごく 中国
2	ふくざちよう 副座長	す が けいこ 須賀 景子	かんごく 韓国
3	いいん 委員	たなか ゆ み 田中 斌弓	ちゅうごく 中国
4	いいん 委員	みずかみ しゅんか 水上 春華	ちゅうごく 中国
5	いいん 委員	りむ がいちゆん 林 玉貞	マレーシア
6	いいん 委員	レ・レ・ウィン	ミャンマー
7	いいん 委員	おう ゆう 王 勇	ちゅうごく 中国
8	いいん 委員	あん ちゃんみ 安 昌美	かんごく 韓国
9	いいん 委員	グエン・ティ・フォン・タオ	ベトナム
10	いいん 委員	ゴードン・ハイワード	べいこく 米国